

業務指示書

フィリピン国バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（開発計画策定）（ファスト・トラック制度適用案件）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年8月6日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年8月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：開発計画策定等に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/地域開発/投資促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域開発計画策定等に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 インフラ総合計画】

- 1) 類似業務の経験：インフラ開発計画策定等に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 アグロインダストリー】

- 1) 類似業務の経験：農業開発計画策定等に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年8月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
GIS構築、道路インベントリ調査、環境社会配慮、ビジュアルプレゼンテーションの作成
- (○) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.323 円, US\$1 = 103.41 円, EUR1 = 138.49 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ~
- (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名：銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域開発/投資促進
インフラ総合計画
アグロインダストリー

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.6 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年8月20日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国バンサモロ包括的能力向上プロジェクト（開発計画策定）（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
2. 業務の実施方針等	(20.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	8.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地域開発/投資促進	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： インフラ総合計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： アグロインダストリー	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンの南部に位置するミンダナオ島は面積 10.2 万平方キロ、人口約 2,200 万人（2010 年統計）の島である。南西部・中部ミンダナオでは、40 年以上に及ぶ紛争の影響でフィリピン国内でも貧困率が高く、基礎的社会サービスやインフラの不足などの課題を抱えてきた。

1990年、ムスリム・ミンダナオ自治区(Autonomous Regional in Muslim Mindanao、以下「ARMM」)が発足し、1996年にはミンダナオ島におけるムスリム反政府グループの主たる勢力であったモロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front、以下「MNLF」)とフィリピン政府の間で和平合意が締結された。その後も、1984年にMNLFから分離したモロ・イスラム解放戦線(Moro Islamic Liberation Front、「MILF」)とフィリピン政府との間で武力衝突が繰り返されてきたが、2001年にフィリピン政府とMILFとの間にて和平交渉が開始され、「トリポリ協定」に基づき、紛争影響地域の復興・開発・人道活動を担う組織として、MILFのもとにバンサモロ開発庁(Bangsamoro Development Agency、以下「BDA」)が設立された。

2012年10月、フィリピン政府・MILF双方の和平交渉団によりミンダナオ和平に関する「枠組み合意」が署名され、2016年に「バンサモロ(注1)自治政府」(以下、「新自治政府」)が設立されることが合意された。同合意に基づき、2013年から3年間を移行期間として、バンサモロ移行委員会(the Bangsamoro Transition Commission、以下「BTC」)の設置、同委員会による新自治政府設立のための基本法の策定、暫定自治政府の設立、ARMM政府の廃止を経て、2016年に新自治政府が設立されることとなっている。なお、暫定自治政府は、MILF側主導で2015年に設立され、その後2016年の選挙を経て新自治政府が設立される予定である。このように新自治政府設立を目前にしたなか、新自治政府設立に向けた制度・体制整備、行政を担う人材の能力向上等が喫緊の課題となっている。

JICAはこれまでARMM政府及びBDAに対して協力を行ってきたが、上記和平プロセスの進展を受け、ARMM政府及びMILF側人材から構成される見込みの新自治政府が適切な行政サービスを提供していくことができるよう、移行プロセス期間から「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を開始した。本プロジェクトでは、新自治政府の制度・体制整備、当該地域住民の意向に則した開発計画の早急な策定、新自治政府による住民の期待に応える効果的な行政サービスの提供、新自治政府設立に向けた行政官の育成を促進することを目的とし、2013年7月～2016年7月の協力期間で実施中であり、BTC、ARMM政府等をカウンターパート(以下、C/P)とし、両C/Pに対して、2016年から新自治政府が適切な行政サービスを提供していくために必要な協力を行っている。

既述のとおり、新自治政府の管轄下となることが想定されている地域では、長きにわたって紛争の影響を受け、生活インフラの整備を含む地域バランスのとれた行政サービスの提供や、地域のポテンシャルを活かした開発、経済活動が停滞するなど限定的であった。その一方、当該地域は台風の影響が比較的少なく、農業ポテンシャルが非常に高いことがこれまでの調査より明らかになっている。今後当該地域の貧困削減と安定した平和を確保するためには、地域バランスのとれた包括的かつ公平な行政サービスの提供と当該地域が自らの強みを活かした経済

活動を進めることにより経済的に安定することが必要である。そのためには、当該地域の農業ポテンシャルを把握するとともに、それを活かした経済活動の活発化に必要な運輸・電力インフラが包摂的かつ公平に整備されることが非常に重要である。本業務は、当該地域の特徴を活かした今後の開発ビジョン、開発戦略を含む開発計画策定及びそれに付随する業務のために派遣するものである。

2. 本プロジェクトの概要

(1) 上位目標

新自治政府が行政機関として適切なサービスを提供する。

(2) プロジェクトの目的

新自治政府の基盤が構築される。

(3) プロジェクトの成果

本プロジェクトにおいて期待されている成果は下記のとおり。なお、本業務は成果4の達成を目的とするものである。

- ・ 成果1：新自治政府の行政サービス提供に携わる人材の育成が促進される。
- ・ 成果2：新自治政府の管轄する地域において、効果的な行政サービス提供のための能力が向上する。
- ・ 成果3：新自治政府の組織・制度整備が促進される。
- ・ 成果4：新自治政府の開発計画が策定される。

(4) 実施機関、関係官庁・機関

1) 本プロジェクトの実施機関： ARMM 政府、BTC

2) 本業務の関係官庁・機関：

(ア) 開発計画策定

【暫定自治政府設立前】BTC、BDA、バンサモロ開発計画 (Bangsamoro Development Plan、以下「BDP」) ステアリングコミッティ等

【暫定自治政府設立後 (想定)】暫定自治政府、地方自治体 (Local Government Unit、「LGU」)

(イ) 道路インベントリー調査：ARMM 政府

(5) 対象地域

フィリピン国ミンダナオ島新自治政府域内 (以下、「コアテリトリー」) 及びその周辺

※フィリピン国ミンダナオ島新自治政府域：現 ARMM に属する南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州、タウィタウィ州が想定されている。また、現在 ARMM に属さないコタバト市、イザベラ市、及びいくつかの町 (Municipality) については2016年3月頃の住民投票にて新自治政府域が決定される予定。詳細は包括和平合意文書参照のこと。

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な支援活動

1) 円借款「ARMM 平和・開発社会基金事業」(2003年L/A調印、2012年貸付完

了)

- 2) 開発計画調査型技術協力「ミンダナオ紛争影響地域社会経済復興支援調査」(2007年～2009年)
- 3) 開発計画調査型技術協力「ミンダナオ紛争影響地域コミュニティ開発のための能力向上支援プロジェクト」(以下、CD-CAAM)(2012年～2015年)
- 4) 開発計画調査型技術協力「ARMM地場産業振興調査」(2010年3月～2012年10月)
- 5) 技術協力プロジェクト「ARMM行政能力向上支援プロジェクト」(2004年～2007年)
- 6) 技術協力プロジェクト「ムスリム・ミンダナオ自治区インフラ(道路網)開発調査」(2008～2009年)

3. 業務の目的

本業務は、フィリピン国ミンダナオ島バンサモロ自治政府域内における各種開発計画の基礎となるデータを整備するとともに、開発戦略及びそれらを具現化するマスタープランを策定することを目的として実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、2013年7月に当機構とバンサモロ移行委員会との間で署名された合意議事録(Record of Discussions、「R/D」)、に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務内容の変更の可能性について

本業務を取り巻く環境が流動的であることを踏まえ、本業務は現地調査1-2週間程度の準備協議期間を設けることとする。準備協議期間ではインセプションレポート(案)を元に業務スコープ、実施体制の協議・確認を行うこととする。業務スコープについては、結果を踏まえ見直しを行い、インセプションレポートを最終化することを想定している。

(2) 包摂的かつ公平な開発推進への寄与

今後、バンサモロの開発促進、投資促進を進めるうえでは当該地域に住む人々に対して包摂的、かつ公平な開発を推進していくことが紛争再発予防の観点から非常に重要な点であるため、本業務遂行においては多様なステークホルダーの意見を取り入れる十分留意して業務を進めること。

本業務において配慮が必要な事項の例は下記1)、2)のとおりであるが、包摂的かつ公平な開発のための配慮事項についてプロポーザルで明記すること。

- 1) イスラム教徒、キリスト教徒、少数民族等、当該地域居住者に対する包摂的で公平な開発を実現するための基礎となるアクセスの改善等を開発計画策定の中で具体的計画として提案する。少数民族は、高地または沿岸部村落に居住していることが多いが、特に高地に居住している少数民族にとつ

て、アクセス性の改善が最大の課題と言われている。

2) 長年にわたる紛争の影響等で、基礎インフラ整備等公共サービスが行き届いていなかった地域に対するアクセス改善や公共サービス提供にかかる具体的な計画を提案する。

3)

(3) 開発計画策定に必要なワークショップの開催

調査開始、中間、終了時点で各一回 C/P や関係者と開発計画の役割、手法、あるべき姿について議論するワークショップを開催することとする。ワークショップは1回につき30名程度の参加、1日間の開催を想定して、会場借り上げを含む開催費用をプロポーザルに含めること。また、各ワークショップで議論すべきテーマ及び時期についてプロポーザルにて提案すること。

(4) 実施体制

1) フィリピン側

(ア) 新自治政府設立までの当該地域における自治

当該地域では現在 ARMM 政府が存在するが、今後 ARMM 政府は廃止されると同時に、暫定自治政府が設立され、その後新自治政府が設立される予定である。暫定自治政府及び新自治政府は、ARMM 政府及び MILF 側の関係者から構成されることが想定されている。2014年3月現在、新自治政府設立は下記のスケジュールで進む予定である。

- ・ 2014年12月：バンサモロ基本法の上下院での承認
- ・ 2015年第1四半期頃：バンサモロ対象地域での住民投票による批准（暫定自治政府の領域が決定）
- ・ 2015年6月頃：ARMM 政府の廃止及び暫定自治政府の設立
- ・ 2016年6月頃：選挙、新自治政府設立

(イ) 本プロジェクトを取り巻く環境

本開発計画策定で必要となる基本情報は ARMM 政府に属している。また、本開発計画策定に関連のある民間投資促進に関しても ARMM-RBOI が積極的にかかわっている等、開発計画策定を進めるうえで ARMM 政府にかかる情報収集は重要である。一方で、ARMM 政府と MILF 側は、暫定自治政府設立に向けて各論を議論する場や非公式な場での情報共有は行われる等関係者間の関係の変化はあるものの、2014年6月現在、本プロジェクトの活動含め、正式に協働するには至っておらず、また、BDP 策定は(ウ) ③に記載の通り MILF 側主導により進められている。このような状況を踏まえ、開発計画策定に関する ARMM 政府からの情報収集については準備協議期間前に機構と協議することとする。

その他、本業務実施に際しては業務項目毎に実施体制を整える必要がある。具体的には、道路インベントリー調査の実施は、ARMM 政府公共道路事業庁 (ARMM-DPWH) が移行期間中に整備する予定となって

おり、ARMM-DPWH を実施機関とする必要がある。ARMM 政府廃止までは、各業務毎の報告を ARMM 政府、MILF 側別々に実施することを想定すること。

(ウ) 各業務における実施体制

本業務を進めるための実施体制については、準備協議派遣前に JICA と協議を行った後、先方と協議すること。

① 2014 年 4 月現在の状況

当地では、MILF イニシアティブの元、BDA が中心となって BDP の策定を進めている。BDP はフェーズ I (短期計画、対象年次：2014-2016)、フェーズ II (中・長期計画、対象年次：2016-2019) から構成され、本業務はフェーズ II の一部となるものである。

フェーズ I は 2014 年 8 月頃に取りまとめられる予定であり、JICA はローカルコンサルタントにより 5 分野 (農漁業・アグリビジネス、運輸インフラ、電力、水資源・防災、天然資源) の情報収集、GIS 整備 (5 万分の 1 図) 等を行っているところである。現在の BDP の枠組みでは、BDA、ARMM 政府地域計画局 (ARMM-RPDO)、和平プロセス担当大統領顧問室 (OPAPP)、国家経済開発庁 (NEDA)、世界銀行 (WB)、国際連合開発計画 (UNDP)、JICA がステアリングコミッティのメンバーとなっており、JICA の協力外の分野については、他ドナーで分担している状況である。尚、世界銀行フィリピン事務所長とフィリピン財務大臣との共同議長により毎年 1 回開催されているフィリピン開発フォーラムについて、今年度はバンサモロ地域の開発をテーマとして 2014 年 9 月上旬に開催され、同フォーラムにおいて、BDP フェーズ I に基づいた予算計画が決定される予定。

一方で、ARMM 政府 (ARMM-RPDO) は別途、“Regional Economic Development Midterm Update for 2013-2016” を作成している。

② 暫定自治政府設立までの実施体制

1) ①に記載のとおり、BDP 策定は MILF 側主導により進められている一方で、本開発計画策定で必要となる基本情報は ARMM 政府に属しているが、未だ MILF 側と ARMM 政府側が公に協働できる状況ではない。よって、MILF 側、ARMM 政府側の活動はそれぞれ分けて実施することを想定する。開発計画策定は BDP の枠組みに沿い、MILF 側 BTC、BDA 等と議論を進めることとなるが、道路インベントリー調査については ARMM-DPWH と実施することとする。実施体制の詳細については準備協議前に JICA と協議を行うこととする。

③ 暫定自治政府設立後の実施体制

暫定自治政府設立以降の BDP フェーズ II の担当部局は現時点

で未定であるが、ドラフト・ファイナルレポートおよびファイナルレポートの協議は暫定自治政府の担当部局と行うことが想定される。

④ 関係者との密接なコミュニケーションの確保

本業務に対するミンダナオ関係者間の期待は極めて大きく、また、関係者も多く状況も流動的であることから、調査途上において本指示書に明記されていない様々なアイデア・要望が出されたり、対応が求められることも予想される。ミンダナオ関係者とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に意見調整を図るようにする。また機構関係者との連絡・相談を密にし、業務を進めること。BDP は BDA を中心として策定が進められているが、BDA はコミュニティレベルの関係者との対話を重視する傾向がある。よって調査の進め方については準備協議期間中にて先方関係者と確認を行うとともに、実施においても十分なコミュニケーションを図りつつ実施すること。ARMM 政府、フィリピン中央政府との調整が必要な事項への対応については BTC、BDA や JICA 側と協議を行うこと。

2) JICA 側実施体制

JICA は、本プロジェクト実施のためにコタバトプロジェクト事務所 (Cotabato Project Office、以下「CPO」) を開設した。CPO には長期専門家 3 名 (総括、業務調整 1、人材育成/業務調整 2) が配置される。現地での業務実施においては、JICA 経済基盤開発部、JICA フィリピン事務所、CPO と密に連絡を取り、本業務実施中の助言を得ることとする。

3) 本調査団の実施体制

- ① 本業務地域では渡航制限のある地域が複数存在するため、渡航制限地域ではローカル人材の活用等を想定し、見積もりに含めること。
- ② 上述の通り、ARMM 政府廃止までは、各業務毎の報告を ARMM 政府、MILF 側別々に実施することを想定すること。

(5) 各種レポートの作成について

本業務においてはインセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートそれぞれの作成時点で JICA 関係者から意見を聴取する予定である。コンサルタントは、調査の進捗について密に JICA 側に情報提供を行い、機構の指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行うこと。

(6) 調査対象地域

本業務の対象地域は、新自治政府のコアテリトリーを基本とする。一方で、当該地域の経済発展のためにはフィリピン国内、さらにマレーシア等近隣国との物流の現状(データ、各種計画等)を視野に入れた調査を実施する必要がある。

また、当該地域発展のために整備しなければならない関連インフラ（計画対象）は必ずしも当該地域に限定されるものではない。本業務の対象地域については準備協議期間中に関係者と再度確認を行うこととする。本業務では、開発計画策定を行うにあたって、関連セクター及び近接する地域を所掌する中央省庁や地方自治体も巻き込んだコンサルテーションを行うことも想定する。

(7) 開発シナリオの検討について

本開発計画策定においては、フィリピン国、ミンダナオ島の主要都市（ダバオ、カガヤンデオロ、ジェネラルサントス、ザンボアング等）、及び周辺諸国の経済活動の動向に留意するとともに、周辺地域における当該地域の位置づけに留意すること。

(8) セミナー／ワークショップ、広報等

本プロジェクトの関連機関のみならず当該紛争影響地域内の町や、開発実施において関係する地方自治体等ステークホルダーやドナー関係者に対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポート作成時に各一回セミナー又はワークショップを開催する。また、本案件のホームページに掲載する広報記事（和文・英文）の作成を毎月1度程度行うことを想定すること。調査、タスクフォースの成果をPRするための簡易なパンフレット等の広報資料をファイナルレポート作成時を目途に作成し、配布することを想定すること。

(9) ビジュアルプレゼンテーションの作成

本業務の調査結果やタスクフォースで使用する資料、結果は、バンサモロ自治地域の開発ビジョンとして広くステークホルダーに共有されるとともに、新自治政府の目指すべき道を明確に示すべきものである。かかる共有を効果的・効率的に行うことを目的として、画像等を豊富に活用したビジュアルプレゼンテーション資料の作成や5-10分程度の映像資料の作成を想定し、調査結果内容を視覚的・直感的にわかりやすく示すよう工夫すること。

(10) 環境社会配慮

本業務においては、戦略的環境アセスメント（SEA：Strategic Environmental Assessment）を実施する。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行うこととするが、実施方法、手続きについては、フィリピン側関係機関と協議・調整・確認すること。なお、計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続であることから、事業段階で行う詳細、網羅的な評価の手続とは異なるものとなることに留意する。また、本プロジェクトは機構環境社会配慮ガイドラインにおいてカテゴリBに分類されており、環境社会配慮審査会に環境社会配慮に係る評価方法等を説明する可能性があるため、その場合、資料作成や質疑対応等の支援を行う。尚、当該地域では当該地域住民や少数民族間での土地問題等が発生しており、とりわけ、少数民族に配慮する必要がある。

(11) 防災への配慮

自然条件のレビューから、対象地域に起こりうる自然災害を想定し、計画策定に防災の観点が付加するものとする。例えば、当該地域では洪水被害が多発しているが、開発計画を策定する前提としてこのような自然災害の影響を避けるよう計画が策定がなされる必要がある。成果品として作成されるレポートには、防災配慮が明確になるよう記述すること。

(12) その他

本業務は「調査の内容に示された」内容を実施することを想定しているが、それ以外により効果的・効率的な調査方法がある場合にはその理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、本業務は「第3 業務実施上の条件」に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

6. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業、現地作業について効果的・効率的な工程及び方法をプロポーザルにて提案すること。

(1) 事前準備（国内準備）

1) 基礎情報収集

本プロジェクトの関連資料を確認し、本プロジェクトの背景を十分に理解する。また、日本国内で入手可能な資料を整理、分析、検討するとともに、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) 業務実施体制の検討

本業務実施体制（案）について JICA と協議を行う。

3) インセプションレポート案（業務スコープ案）の作成

上記の結果を踏まえ、業務の基本方針、業務の方法、項目と内容、作業工程、要員計画、実施体制等をまとめてインセプションレポートを作成し、準備協議期間中に先方と確認すべき事項について JICA と協議を行う。尚、インセプションレポートについては MILF 側、ARMM 政府側を分けて作成することを想定している。

(2) 準備協議の実施

1) インセプションレポート（案）の説明・協議等

本業務の全体像、インセプションレポート（案）について、相手国関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

2) 業務にかかる基本的情報の収集

本格業務確定に必要な基本的な情報を収集する。

(3) 計画策定のための地図情報に関連した作業

1) 地図の確認

今後の開発・投資や都市・地域計画の利用に供するための地形図を準備する。なお、既存のリソースとしてミンダナオ地域全域における縮尺1/50,000のデジタル地形図及びGISデータがあるため、最大限活用する。

2) 基礎情報の整備

新規開発計画の基礎情報として活用できるよう、GISの整備を行う。

3) GIS維持管理体制の検討

本業務で構築するGISは、調査終了後もデータを継続更新することによりさらなる活用が見込まれる。調査の実施期間中より、GISの維持管理体制についてC/Pと共同で検討を行い、効果的な体制について先方に提言する。

(4) 正常化に関する社会調査へのインプット

包摂的かつ公平な開発を推進していくうえで、先方が実施する「経済社会プログラム」に関する調査へのインプットを行う。

1) 社会復帰にかかる現地の状況について

(ア) MILF 軍事キャンプは駐屯地というより一つのコミュニティの様相を呈しており、動員解除後も多くの戦闘員がキャンプに留まると見られている。CABで合意された「平和で生産的なコミュニティへの転換」がこれにあたる。

(イ) 戦闘員のなかで、バンサモロ警察への編入を希望する戦闘員は少数と見られており、戦闘員の多くが経済社会プログラムを必要とすることが見込まれている。その背景として、戦闘員の多くが兼業として農業を行っていることがあげられている。

(ウ) 他国と同じように社会復帰のスタートやそのスピードは、基本法成立を核とする政治プロセス、さらには、政府・MILFの合同治安維持体制の設立、司令官に対する恩赦、AFPの再配置等の進捗状況次第である。

2) 「経済社会プログラム」に関する先方の計画(2014年4月現在)

(ア) 戦闘員の社会復帰促進に向け、6つのキャンプの戦闘員とその家族を対象とした「ニーズ・スキル調査」の実施が予定されている。6つのキャンプのうち、調査実施可能な環境にあるキャンプを手始めに、全キャンプ共通の調査枠組みを用いてキャンプ毎に調査を開始予定である。なお、同調査を踏まえ、「社会復帰計画」が策定される見込み。

(イ) 「経済社会プログラム」の全体調整役は、フィリピン政府、MILF側双方で構成される「合同正常化委員会」が担う。

3) 想定されている戦闘員の社会復帰ニーズ

現時点で想定されているニーズとして以下3項目があげられている。

- (ア) 農業を中心とした生計向上
- (イ) 戦闘員への教育機会の提供
- (ウ) 基礎インフラ・サービスへのアクセス。雇用創出のために労働集約型のインフラ整備、生計向上に関する企業との連携等。

4) 本契約における業務

準備協議：先方が実施する正常化に関するニーズ調査の進捗、体制を確認するとともに、準備協議結果を踏まえ調査協力案を作成する。

業務：準備協議結果を踏まえニーズ調査に対して協力を行う。現時点で想定される協力は以下の通り。

- 合同正常委員会と調査実施機関中心に進められることが想定されている調査のスコープ/調査方法、調査項目、質問票作成を含めた、計画立案プロセスへのインプット。
- 調査を委託される機関に対して、ニーズに応じて、調査員の研修、調査結果の分析・取りまとめプロセスへのサポート等。

(5) 道路インベントリ調査の実施及び GIS システムの整備

ARMM 地域における道路（国道、地方道路含む/国道 992km、州道 1652km を想定）の現況調査を実施し、道路インベントリを作成する。本業務では、ARMM-DPWH がカウンターパートとなる。

ARMM-DPWH はインベントリシステムとして、フィリピン政府公共道路事業省が使っていた旧式のものを有しており、道路管理指標として IRI (International Roughness Index) を用いているが、データは更新されていない。インベントリシステムは政府予算要求の根拠データとしても使われるものであることから、準備協議期間において中央政府が現在使用しているものとの互換性を保つ仕組みとなっているか確認を行い、課題がある場合には修正を行うこと。システムは、業務終了後においてフィリピン側実施機関が継続管理できるよう簡便であることにも留意する。

IRI (International Roughness Index) 測定ツールは、安価で簡便に IRI を測定することのできる DRIMS (注) を利用することとする。インベントリは GIS データとして既存の地図情報に上乗せできるようにする。

(注) DRIMS (Dynamic Response Intelligent Monitoring System) : 東京大学にて開発。測定車両に装着した GPS と加速度計から位置情報と IRI を算定、半自動的に地図上に結果を表示させるシステム。JICA 技術協力事業では過去に、ケニア、ウガンダ、キルギス、タジキスタン等で実績がある。(問い合わせ先: 「DRIMS コンソーシアム」委員長 長山智則氏 (東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 准教授 03-5841-6098 nagayama@bridge.t.u-tokyo.ac.jp)

(6) 既往の開発政策・計画、プロジェクトのレビュー

- 1) 当該紛争影響地域の開発に影響する開発計画 (ARMM 政府、中央政府等により策定されたもの含む)、開発戦略関連するセクターの開発計画、開発

政策、関連法制度・基準、地域開発関連制度等関連法令、開発プログラム、開発プロジェクト等をレビューし、調査対象地域におけるフィリピン政府及び周辺エリアの開発に係る方針、現状を整理、分析する。なお、本情報収集の際には、フィリピン国内の開発計画のみならず、周辺エリアの当該地域への開発に関する期待を把握するための情報も収集すること。

2) 各ドナーが実施している開発プロジェクトレビューする。

(7) 関連資料・情報の収集・現状把握及び地域特性の評価

日本国内で収集できなかった情報や、新たに必要となった情報を現地で収集、整理、分析するとともに、下記の情報を収集し、新自治政府地域の地域特性を評価する。なお、必要に応じて現地踏査を行うこと。

なお、過去の協力やバンサモロ開発計画フェーズⅠで基礎的情報が整理されていることを踏まえ、国内準備の際にレビューを完了することとし、現地業務では不足する情報について必要に応じて補足調査を行う程度とする等効率的に現況把握を行う点に留意すること。

1) 行政組織・制度等

行政機構（関連機関・組織の役割・業務内容）、法制・制度、財政等
周辺国や地域との比較を含む投資環境、動向、産業構造、経済の評価

2) 自然条件（気候、水文、地形・地質、土壌、植生等）

当該地域は自然災害の影響を受けやすいため、優先分野インフラ整備の基本方針を定める際、当該情報を元に土地利用を検討することができるよう情報を収集することに留意すること。また、自然災害にかかるフィリピン国、支援国等のドナーの事業の実施状況について、最新情報を把握する。必要に応じて現地踏査等を通じ、当該地域の状況を十分に把握すること。

3) 社会（人口動態・分布、所得水準、雇用、住民組織、社会サービス等）

4) 地域経済（小規模を含めた企業動向、商業、流通業、アグロインダストリー、ビジネス環境、企業向金融等）

5) 投資（周辺地域間及び地域内の貿易状況、投資環境等）

6) インフラ施設整備（運輸（道路、空港、港湾等）・物流、電力、通信等）

7) 鉱物資源

8) 観光

9) 環境社会配慮にかかる情報収集・整理

(8) 経済・社会構造の概略分析

フィリピン国内、ミンダナオ島内の他の地域、及び周辺諸国と比較した強み及び弱みを分析し、開発計画策定にあたって鍵となるポイントを抽出するとともに、今後当該地域が目指すべき経済構造を分析、表示する。

(9) アグロインダストリー/漁業・水産業の需給状況・見込み、開発ポテンシャル、課題の分析、及び開発制約要因、開発促進要因の把握

収集した基礎情報を基に、アグロインダストリー/漁業・水産業に関する需

給状況・見込み、開発ポテンシャルの分析を行う。また、アグロインダストリー/漁業・水産業を中心とした経済開発を進める上で制約要因、促進要因となる事項について下記を中心に明らかにする。本分野は元戦闘員とその家族の社会復帰、及び紛争影響を受けた住民のための雇用創出・生計向上に寄与し得る分野として寄与することが想定されることから、正常化プロセスに対応した戦略策定が求められる点に留意する。雇用創出及び社会貢献度の高いサブセクターやポテンシャルのある農業関連企業の情報収集・分析を含めること。

- 1) 制度上の問題（土地問題等含む）
- 2) 行政の問題
- 3) 人的資源
- 4) 社会基盤施設（インフラ）の問題
- 5) セクター間の相互関係、相互作用可能性
- 6) 近隣国との関係性
- 7) 環境
- 8) アグリビジネスに関しては、ポテンシャルのある製品の現状分析及び外国企業を含めた農業関連企業の動向
- 9) 今後の資金需要分析

(10) 運輸・物流セクターを巡る現状の把握及び分析

運輸・物流セクターに関連する以下の基礎情報を収集する。なお、BDP フェーズ I で収集された基礎情報については国内作業時にレビューを行い、現地作業では補足的な情報収集を行うこと。

- 1) バンサモロ地域とフィリピン国内及び周辺諸国の主要都市間運輸・物流ネットワークの状況及びインフラの状況
- 2) バンサモロ地域内の運輸・物流インフラの運営・維持管理のシステム
- 3) 運輸・物流関連の規制・法制度
- 4) 関連諸機関の組織体制及び役割・能力
- 5) 関連諸機関の財務状況
- 6) 既存の都市間物流ネットワークの収集と分析

(11) 電力セクターを巡る現状の把握及び分析

電力セクターに関連する以下の基礎情報を収集する。なお、BDP フェーズ I で収集された基礎情報については国内作業時にレビューを行い、現地作業では補足的な情報収集を行うこと。なお、当該国においては電力セクター（発電、送電、配電）の民営化が進んでいることを踏まえつつ開発計画を策定していく必要がある点に留意する。民間企業による発電事業が促進されているが、投資は進んでおらず電力供給は十分ではなく、料金の高止まりや計画停電を余儀なくされている。また、無電化地域も広く残されており、サービスが行き届いていない。尚、電力セクターの実施、維持管理は民間でなされており、公的機関による提案事業は実施が進まない現状である。このような状況下において、政府、及び新自治政府がより良い電力供給のためにとるべき

施策について計画・提案するとともに課題を整理する。

- 1) 電力インフラの整備状況
- 2) 電力セクターの運営・維持管理のシステム
- 3) 規制・法制度
- 4) 関連諸機関の組織体制及び役割・能力

(12) 治水・河川洪水の被害・対策状況レビュー

当該地域の自然災害は、河川氾濫による洪水が多い。雨量データや河川管理行政とともに、洪水が発生する要因を調査分析し、防災・減災の観点から考えられる政策・方針を提案する。フィリピン中央政府が有する河川管理政策や河川対策事例から、バンサモロ地域に適用性の高いものを援用することも積極的に検討する。また、政策立案や実施のために必要となる行政官の能力を特定し、人材育成につながる研修リソースがフィリピン国内にあるか調査し、とりまとめる。

(13) 社会・経済フレームワークの設定

新自治政府域内の計画フレーム（人口フレーム、産業フレーム、社会フレーム、環境フレーム、土地利用フレーム、財政フレーム等）を設定する。なお、本業務における計画対象年次は2016～2019年となっているが、次期国家開発計画ならびに地方自治体の定める開発計画との整合性をとることを念頭に社会経済条件の設定を行う。

(14) 開発シナリオの検討

これまでの課題分析、社会経済条件の検討結果を基に、開発戦略の代替シナリオを検討する。短期的に進むと考えられる開発・投資のインパクトへの対応、中期的に進むと考えられる開発・投資とに分け整理する。

(15) 戦略的環境アセスメントの実施

検討した開発シナリオの各代替シナリオについて、戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策、計画、プログラムレベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、計画、プログラムの意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにし、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。本業務実施過程においては、SEAの一環として社会的・環境的な影響を受ける主要な関係者とのパブリックコンサルテーションを実施することを想定している。

(16) 経済開発戦略及びロードマップの作成

選定された最適開発シナリオに従い、比較検討結果を踏まえ、バンサモロ地域におけるアグロインダストリー/漁業・水産業を中心とした経済開発戦略を作成する。開発制約要因を踏まえた既存開発計画に対する補完対応について十分に検討し、セクター（アグロインダストリー/漁業・水産業、運輸・物流、電力）別に施策、既存プロジェクト、フィリピン側が国家レベル、地

方自治体レベル等で計画・想定する主要な新規開発プロジェクトなどの必要性、優先度、課題を整理する。

開発戦略において、重要プロジェクトは空間的な配置とともに時間軸に沿った実現の必要性を整理する。この際、プロジェクトの実施主体について明確化し、必要な財源の手当てについても提言を行う。

(17) 短・中期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプラン作成

1) 開発シナリオの中で、優先すべきプロジェクトを選定するための客観的な基準（クライテリア）を設定し、各プロジェクトを評価する。なお、優先プロジェクトについては、下記二つの観点で選定する。

(ア) バンサモロ地域全体への経済的寄与

(イ) 経済・社会的に隔離されている地域への寄与

2) 優先プロジェクト（アグロインダストリー/漁業・水産業、運輸・物流インフラ）の対象候補のリストアップ

短期計画については、既にアクションプランをBDP フェーズⅠで作成しているが、必要に応じて見直しを行う。

3) 電力分野の優先政策についてリストアップを行う。

4) 優先プロジェクトのプロファイル（案件概要）の作成

5) 優先プロジェクトの概算事業費の積算

概略設計、施工計画、維持管理計画に基づき、事業費用を算出する。

6) 経済分析

優先事業の実施による経済便益を算定し、経済分析を行う。

7) 事業実施計画の策定

優先プロジェクトについて、事業化の方法、事業主体、財源、実施のスケジュール等を含む事業実施計画を検討する。

(18) 開発計画実施に向けた提言

アクションプラン実施に向けた実施機関、体制、財源等に関する留意点を取りまとめる。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとし、調査成果品を添付するものとする。

なお、各報告書の先方関係者への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート（案）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、調査の意義、アウトプット

提出時期：業務開始後1週間以内

部 数：英文 30 部（簡易製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

2) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、調査の意義、アウトプット

提出時期：準備協議期間終了後（現地調査開始 3 週間後）

部 数：英文 30 部（簡易製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

3) インテリムレポート

提出時期：2015 年 3 月頃

部 数：英文 30 部（簡易製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

4) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：2015 年 12 月頃（暫定自治政府設立後 5 ヶ月程度を目処）

部 数：英文 30 部（簡易製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

要約編和文 5 部（簡易製本）

5) ファイナルレポート

提出時期：2016 年 2 月頃（ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から 1 ヶ月以内）

部 数：英文 30 部（製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

要約編和文 30 部（製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

要約編英語 30 部（製本）、内 JICA、CPO 分 5 部

CD-R2 部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

2) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成する。

【記載事項】

① 最終報告書の概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

- ⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

【添付資料】

- ① 業務フローチャート
- ② 業務人月表
- ③ 研修員受入れ実績
- ④ 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤ 合同調整委員会議事録等
- ⑥ その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文3部（簡易製本）

1. 調査工程

2014年8月下旬より業務を開始し、2015年12月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2016年2月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約57.1M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/地域開発/投資促進（2号）
- 2) インフラ総合計画（3号）
- 3) アグロインダストリー（3号）
- 4) 経済・財務分析
- 5) 物流計画 I（道路）
- 6) 物流計画 II（港湾）
- 7) 物流計画 III（空港）
- 8) 漁業・水産業
- 9) 電力政策
- 10) 河川・治水/自然条件調査
- 11) 環境社会配慮
- 12) 社会経済調査/紛争予防配慮
- 13) 地理情報システム（GIS）
- 14) 業務調整

3. 相手国の便宜供与

実施細則（R/D）および協議議事録（M/M）を参照のこと。

4. 配布/貸与資料及び閲覧資料

(1) 配布資料

- 1) 案件基礎資料
RD for CCDP-Bangsamoro、MOU for CCDP-ARMM、Work Plan for BTC、Work Plan for ARMM)
- 2) 詳細計画策定調査報告書
- 3) バンサモロ開発計画（フェーズ I）にかかる情報
- 4) 参考資料
ARMM 政府開発計画、JICA 実施プロジェクト（主要なもの）

(2) 閲覧資料

その他、下記より本業務に関連する資料が閲覧できます。

1) 包括和平合意文書

<http://www.opapp.gov.ph/milf/news/comprehensive-agreement-bangsa-moro>

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。下記については別見積もりとすること。

- ・ GIS 構築
- ・ 道路インベントリ調査
- ・ 環境社会配慮
- ・ ビジュアルプレゼンテーションの作成

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとする。なお、精算計画については契約締結後速やかに打合簿にて確認することとする。

(2) カウンターパートの出張旅費

C/Pの出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
 - 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
 - 3) 当機構が事前に承認していること
 - 4) C/P機関からの申請書を取り付けていること
- 経費については分けて見積もることとする。

(3) 安全への配慮

1) 安全管理体制の構築

フィリピン国政府と MILF の和平交渉の状況及び国内の政治情勢を踏まえ、在フィリピン国日本大使館、当機構フィリピン事務所、IMT (国際停戦監視団)、GPH/MILF-CCCH (停戦調整委員会)、AFP (フィリピン国軍)、PNP (国家警察) 等から適宜治安情報を収集・分析し、必要な安全管理体制を構築する。なお、調査団の安全管理については、現地調査、行動規則、緊急対応等を含めた安全管理マニュアルを策定する。なお、マニュアル策定に当たっては、当機構が定める安全対策措置を参照すること (以下抜粋)。

- ①活動に際しては、現地事情に精通したカウンターパート等を同行する。
- ②車両による移動を基本とし、公共交通機関は利用しない。
- ③車両での移動では最高速度は 80km 程度とする。
- ④各都市間の移動は日の出～日の入までとする。
- ⑤各都市での滞在に際しては、原則 22 時から 6 時までの外出を禁止とする)。
- ⑥各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は最長でも概ね 1 カ月を目安とする。
- ⑦渡航者は携帯電話及び衛星携帯電話を所持し、事務所に電話番号を伝達し、常時に連絡が取れるようにする。
- ⑧指定された都市及びホテルのみ宿泊可能とする。
- ⑨オフィスを設置する場合には、セキュリティ・コンサルタント (当機構フィリピン事務所契約) によるアセスメントを実施し、必要な安全対策を取る。

2) 安全対策経費

イ) 航空賃

マニラ-ミンダナオ島間においては、路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入を可とし、一般業務費として本見積りに含めることとする。なお、成田-マニラ間については、別見積りとし旅費 (航空賃) に積算すること。

ロ) 一般管理費上限の増額

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、技術経費率を 10% を上限として加算し、技術経費を計上することができるものとする。

ハ) 警護及び警備員備上、プロジェクトオフィスに係る安全対策設備費等

治安情勢に応じて警護の帯同が義務付けられることから、警護の備上に係る経費を計上することができるものとする。

- ① 通信機材の購入 (衛星電話機材、使用料金など)
- ② 各種保険契約 (現金輸送、生命保険 (ナショナルスタッフを含む))

注1：「バンサモロ」とは、元来フィリピンのイスラム教徒とその居住地域を指す名称であるが、現在 MILF は、「バンサモロ」を非イスラム教徒を含む当該地域住民及びミンダナオ南西部地域全体を意味する呼称として用いている。